

広報たてやま

■昭和49年1月号(毎月15日発行) ■発行/館山市役所 ■電話/②3111(代表) ■No.第74



昭和49年1月15日

第16回 安房合唱祭



どうぞ
お気軽に

精神薄弱児の方に
「療養手帳」交付

所で受け付けています。精
弱者の保護者の方は早目に
し出ください。申請には印
が必要です。

日曜日、祝日、水曜日（午後の
み）月、火、木、金曜日は休館
です。

で、こどし四月に小学校、中学校に入學する児童に入学規金が支給されます。

有油事情の悪化にともない、重油を使用している温水ブール・老人福祉センター一開館時間短縮協力ください。

はこれまで十時から午後四時半まででしたが、十時から午後一時までになりました。

▽申請 この祝金は申請しなければ支給されません。該当するご家庭は二月末までに市福祉事務所に申請してください。

不明な点は市の福祉事務所にお問い合わせください。

巡回相談会

と き： 2月19日
3月19日 19時～15時

ところ：市役所市民相談室

市役所交通課でも毎日お受け
しています。秘密は守ります。

▽ムツゴロウの動物王国／
　　煙正憲▽子供を音痴にしない本／覓三智子▽日本の鉄道／原田勝正他▽野獣撮影／戸川幸夫▽中年から
　　の医学／広田哲士▽わたくしの少年時代／畠中角榮▽
　　しだ／伊藤洋▽舌三寸／
　　長谷川幸延▽無影燈／渡辺淳一▽恋愛論／羽仁進▽
　　鎌倉文化財散歩／貫達人▽イシチリアデザイン1・
　　2／小原二郎編▽わが心の詩／小糸宏編▽般若心経
　　入門／松原泰道▽啓和恐慌／長幸男

たてゆま (12)

破傷風予防接種

▷該当者 満1歳以上の希望者
 第1回=1ヶ月間隔で2回接種するもの
 第2回=2回接種後翌年1回接種するもの
 第3回=第2回接種後、4~5年すぎなもの

3種混合ワクチン（百日咳・ジフテリア・破傷風）を接種済みの子や、不明の子は受付でご相談ください。

▷ 料金 無料

レ持参するもの 母子手帳、接種簿
鑑
▷ご注意 ●熱のあるもの、内臓疾患その他身体に異常のある場合は医師にご相談ください。●当日は体温をはかり、入浴はさけてください。●会場に問診票が用意してありますので、筆記用具をおもちください。

第三回

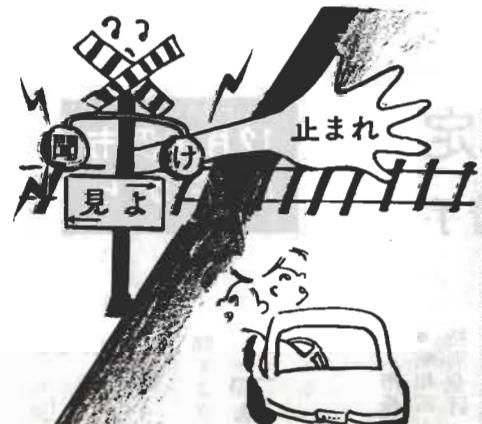
月 日	時 間	場 所
2. 1(金)	1:30~2:00	神戸小学校
"	2:30~3:00	童嶺小学校
4(月)	1:30~2:00	豊房小学校
"	2:30~3:00	神余小学校
5(火)	1:30~2:00	東小学校
"	2:30~3:00	西小学校
8(金)	1:30~2:00	館野小学校
"	2:30~3:00	九重小学校
13(水)	1:30~2:00	那古小学校
14(木)	1:30~2:00	船形小学校
26(火)	1:30~2:00	館山小学校
27(水)	1:30~2:30	市民センター

(2回目は2月の広報でおしらせします)

新着図書あんない

親子そろつて 読書の時間を





踏切では
必ず一時停止



文化財
めぐり

稻村城の攻防

(写真は稻村城のあつた城山)
この城は里見義実、成義が四年の歳月をついで延徳三年(一四九一)に完成しました。ここを舞台に里見四代実堯、五代義豊、六代義堯が血を流してお家騒動をくりぬきました。

里見家めぐるお家騒動

ひろげています。
義豊の父義通が死ぬとき、幼い義豊にかわって弟の実堯に後見を託し、義豊が十五歳になつたら国をゆずるよう遺言しました。しかし実堀はその約束を守らなかつたため天文二年(一五三三)、里見義豊は府中にあつた自分の城をたち、稻村城の城主だった叔父の実堀を奇襲、城をのつとりました。



樂しかつた冬休み里親
ご協力ありがとうございました

安房児童学園

市民のみなさま、新年あけましておめでとうございます。

昨年の十一月号で地区里親を募集しましたところ、六十七名という多数の方々からご協力のお申出をいただき、ありがとうございました。おかげさまで七十七名の子どもたちが里親のみなさまのご家庭で生活を共に

しておめでとうございます。

市議会議長 塚野初雄

お申し出いただいたにもかかわらず、私どもの事情でご希望にそういうことができないご家庭ができましたことを深くおわび申し上げます。

私たちの学園は、ともすると閉鎖的になりがちですが、今回の地区里親の結果、市民のみなさまの深い理解と暖かいご支援にさせていただけます。

東京都安房児童学園 園長 塚野初雄

市民のみなさま、新年あけましておめでとうございます。

市議会議長 塚野初雄

明けましておめでとうございます



省略と節約に工夫を

市長 本間 譲

明るく豊かな文化福祉都市の建設をめざして、みなさまのご支援とご協力のもと着々と成果を上げつつ、昭和四十九年の新春を迎えることが出来ましたことはご同慶の至りであります。しかしながら市政を担当し十二年目の本年は、極めて厳しい社会状勢に直面いたしております。全市民一体となつてこの一年を乗り切るべく心氣一転して省略と節約に工夫し努力しなければならない年と存じます。

市民福祉関係では、老人・成

人・青少年に対する諸施策を更に進め、農漁業・商工関係においては、化学肥料に依存の農業からいい肥栽培の農業モデル地の奨励成、漁業から養殖漁業への転換、各種融資対策に推進しながら、時代即応の一端として全市地区の公民館建設に着手し成人教育、社会教育に力を注ぎ、まちをきれいにする運動、ムダを省く合理的な生活運動等を進めて、総合的に道義の高揚を図つてしまいないと考えます。

この厳しい状勢を直視し、全市民こそつてお互いに良識に基づいた行為を一つ一つ積み重ねに着手し成人教育、社会教育に取り組み、その他の道路水道の整備及び、運動等を進めて、総合的に道義の高揚を図つてしまいないと考へます。

市民福祉関係では、老人・成

難局打開に決意新た

市議会議長 吉田 勇治郎

昭和四十九年の新春を迎えるにあたり、謹んでお慶び申し上げます。顧みますに、市議会も市民各位の御協力のもと、明るい豊かな文化福祉都市の建設を目指して邁進し、市政も順調な進展をみることができますことは、と共に、先人諸賢の労功を再認まことに御同慶に堪えないところであります。

一方、地方自治も社会福祉施設、生活関連社会資本の整備、公害対策等、住民の立場に立つた施策の積極的展開の要請が高まっており、市議会におきましても、これらの研議と目的達成に努め、最善の努力をいたす所存であります。

どうか、市民各位におかれても、複雑多岐にわたる現況を直視し、理解と協力を惜しまず、この難局の打開にあたらないければならないと決意を新たにするため旧に倍しますご指導とごべんたつを切にお願い申し上げます。

市議会も諸施策の充実にいたりたる努力を傾注してまいりたと存じます。

12月分人口の動き	
人口	男 女
世帯数	17,153世帯
出生	38・女 38
死亡	20・女 20
入出	135(男 152女 126)
転出	100(男 51女 226)

ロータリー財團三
奨学生募集中

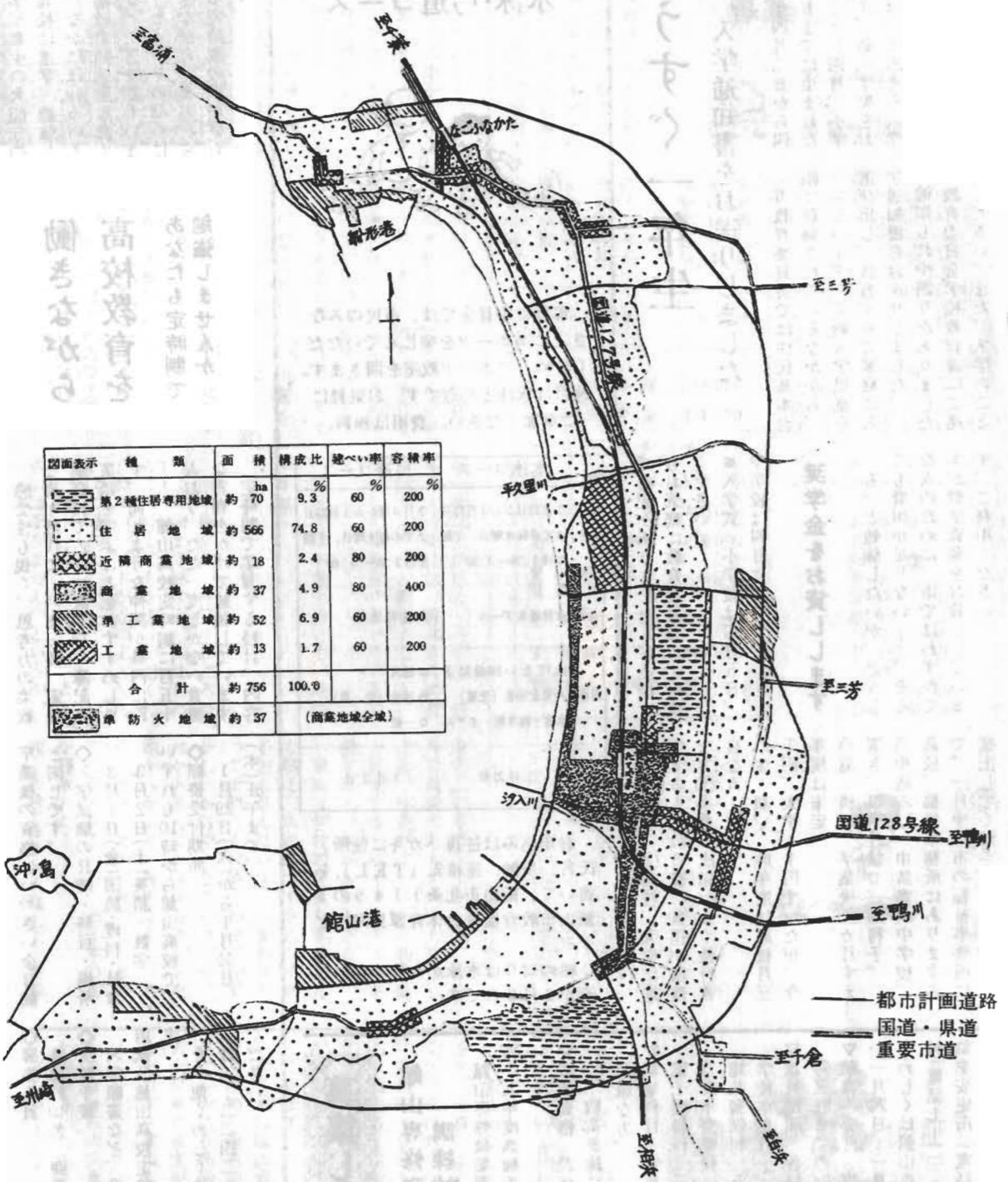
国際ロータリー第三四九地区(千葉県)では、現在財團奨学生を募集しています。

▽種類 ①大学院課程②大學生課程③専門的技術訓練④身体障害者教育者

▽申込期日 三月十五日

詳細については、館山ロータリークラブ財團委員長半澤良一(☎二一〇〇三〇)までお問い合わせください。

新用途地域図



面積表示	種類	面積	構成比	建ぺい率	容積率
	第2種住居専用地域	約 70 ha	9.3%	60%	200%
	住居地域	約 566 ha	74.8%	60%	200%
	近隣商業地域	約 18 ha	2.4%	80%	200%
	商業地域	約 37 ha	4.9%	80%	400%
	準工業地域	約 52 ha	6.9%	60%	200%
	工業地域	約 13 ha	1.7%	60%	200%
合計		約 756 ha	100.0%		
準防火地域	(商業地域全域)	約 37 ha			

私たちの街にはいろいろ用途や形態の建物が無秩序に建てられますと、その結果、街は騒音・悪臭・日照妨害などで生活環境がこわされてしまいます。このようないふなことが起こらないように、建物を建てる場合には種々の制限がきめられています。

館山市では、昭和四十四年に都市計画の用途地域をきめましたが、建築基準法が改正され、新しい制度によりきめなおすことになりました。昨年九月公聴会を開催し皆様のご意見を伺うなどいろいろ手続きを進めてきましたが、十二月二十五回目に決定途地域を別図のように決定しました。新しい用途地域は八種類あります。本市ではそのうち六種類を指定しました。

用途地域の建物が無秩序に建てられますと、その結果、街は騒音・悪臭・日照妨害などで生活環境がこわされてしまいます。このようないふなことが起こらないように、建物を建てる場合には種々の制限がきめられています。

建物を建てるときは確認申請を行います。これまでどおり建築の確認申請書により建築主事の確認を受けなければなりませんが、用途地域の制限に反する建物は、この確認が受けられないことになります。

しかし、用途地域の制限に反する場合でも、それが地区の環境や利便を害するおそれがなく、いわゆる既存不適格建築物についても、建ぺい率や容積率の限度内であれば、審査会の同意を得たうえで特別な場合があります。また用途地域の指定により既存の建物での制限に反することになることがあります。

準防火地域も制定

地域的な防火体制めざして

火災はまずその発生を防ぐこと。不幸にして火災が発生した場合は、できるだけ初期に消止め、建築火災が広がるのを抑えなければなりません。

一つの建築物に火災が発生した場合、その火災が他の建築物に及ばないよう、地域による集中管理による集

<準防火地域内の建築制限>

	封	標	構	造
1	地階を除く階数が4以上または延べ面積が1500m ² をこえる建築物		耐火建築物	
2	地階を除く階数が3または延べ面積が500m ² をこえ、1500m ² 以下の建築物		耐火建築物又は簡易耐火建築物	
3	1・2以外の木造建築物	外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分	防火構造	
		高さ2mをこえる附属の門またはへいで延焼のおそれのある部分	不燃材料で造るかおおう	

延焼のおそれのある部分とは、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁間の中心線から1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下である建築物の部分をいう。

たいせつな初期消火

ストーブが倒れ出火しても、ます近くの紙や布団に燃えます。うつり、カーテンやふすまで延焼のおそれがあります。そこでから天井へ延焼しますから火災の初期の段階に時機を失せず、消防器水バケツなどを正しく使つて消火を行なえば、火災を防止することができます。

また公益上やむを得ないときは、周辺の住民など利害関係者について公開の聴聞を行ない、建築

の一・二倍まで増築や改築をすることができます。

それらの地域の内容については、昨年九月の用途地域特集では、おしゃらせしたとおりです。号でおしゃらせしたとおりです。大切なことは、火を扱う人一人一人の注意心、心がまえにあることを示しています。

新しい用途地域決まる

